

○高山村勤労者生活資金貸付要綱

平成20年3月25日

要綱第9号

(目的)

第1条 この要綱は、村内に居住する勤労者の生活に必要な資金を、群馬県労働金庫中之条支店（以下「労働金庫」という。）と協調し、融資することにより、村内勤労者の生活の安定と福祉の向上に資することを目的として定める。

(定義)

第2条 この要綱において、「勤労者」とは労働基準法第9条に定める者をいう。

(融資資金措置)

第3条 この制度の目的を達成するために、村は予算の範囲内において労働金庫に資金の預託を行うものとする。

2 労働金庫は、この要綱に基づき、前項により村から預託された額の3倍以内の額を勤労者に融資するものとする。

3 前項による融資が翌年度以降にわたる場合、翌年度以降の労働金庫への預託額は、それぞれの年度の12月末日融資残高（延滞額を除く。）の3分の1に相当する額とする。

4 第1項及び第3項に定める資金の預託額及び条件等は別に契約で定める。

(融資対象者)

第4条 融資の対象となる者は、同一事業所に1年以上継続して雇用され、かつ、1年以上村内に居住する勤労者とする。

(資金使途)

第5条 融資の対象となる資金の使途は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 医療費
- (2) 冠婚葬祭費
- (3) 教育費
- (4) 耐久消費財購入費
- (5) その他

(融資条件)

第6条 この要綱に基づく融資の条件は次のとおりとする。

- (1) 融資限度額 1人あたり100万円以内
- (2) 融資利率 村長と労働金庫で協議して別に定める。
- (3) 融資期間 5年以内
- (4) 償還方法 元利均等月賦償還又は月賦半年賦併用償還
- (5) 担保及び保証 労働金庫の定めによる。

(融資の申し込み)

第7条 融資を受けようとする者は、労働金庫所定の融資申込書に別に定める書類を添付し、労働金庫において所定の手続きにより申し込むものとする。

(融資の審査決定)

第8条 労働金庫は、前条による融資申し込み書を受理したときは、その内容を審査し、融資の決定を行うものとする。

2 労働金庫は、資金の使途が第5条第5号に該当する場合は、村長と協議のうえ融資を決定するものとする。

(報告及び調査)

第9条 労働金庫は、この要綱に基づき融資を行ったときは、村長に報告しなければならない。

2 村長は、必要があると認めるときは、労働金庫に対して必要な調査を行うことができる。

(期限前償還)

第10条 労働金庫は、資金の融資を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合、村長と協議のうえ、償還期限前に当該資金の全部又は一部を償還させることができる。

- (1) 融資を受けた資金を目的以外に使用したとき。
- (2) 不当な手段により融資を受けたとき。
- (3) 正当な理由なく資金の償還を怠ったとき。

(書類、帳簿等の整備及び保存)

第11条 労働金庫は、勤労者生活資金の貸付に関する書類、帳簿等を整備し、当該融資の償還が終了する年度まで保存しなければならない。

(協議)

第12条 この要綱で定めるもののほか、この制度の運用について必要な事項は、村長が労働金庫と協議して別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。